

7/29 登録

平成26年7月18日判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 檜山亜樹

平成26年(イ)第5号不当利得返還請求事件

(平成26年7月4日口頭弁論終結)

判 決

山口県

原 告
同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告
同代表者代表取締役
同 訴 訟 代 理 人

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、107万8618円及び内86万8735円に対する平成25年11月16日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、108万2883円及び内87万1963円に対する平成25年11月16日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 主文第3項と同じ

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

本件は、原告が、貸金業法所定の貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及び被告との間で、金銭の複数回の借入及び弁済という取引を継続した結果、これを利息制限法所定の利率（以下「制限利率」という。）によって充当計算すると、別紙計算書1、2のとおり、過払金が生じ、被告は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併したので、原告は、被告に対し、不当利得返還請求として過払金元金合計87万1963円、過払利息合計21万0920円及び過払金元金に対する平成25年11月16日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による利息の支払を求めている事案である。

2 当事者間に争いのない事実

- (1) 被告は、貸金業法所定の貸金業者であり、平成23年7月1日にライフを吸収合併した。
- (2) 原告とライフ及び被告とは、平成15年5月13日から平成24年2月3

日まで、原告と被告とは、平成8年7月17日から平成19年12月19日までそれぞれ金銭消費貸借取引を行ってきた。

第3 当裁判所の判断

被告は、原告と被告との取引について、その取引日、貸付額及び返済額については被告作成取引計算書と合致する範囲で認めており、当事者間の取引に制限利率を適用することを認めている。原告とライフ及び被告との取引について、その取引日、貸付額及び返済額の認否を明らかにしないが、証拠（甲2）によれば、原告主張の取引がなされた事実が認められ、かつての貸金業法のいわゆるみなし弁済の要件を主張しない。よって、当事者間の取引にそれぞれ制限利率を適用して計算すれば、原告に過払金が発生していることが認められる。

被告は、原告と被告との取引の利息の計算について、約定の支払期日を徒過した支払以降の計算は次の貸付までを法定の遅延損害金利率で計算すべきである、ないしは、初回延滞日である平成9年2月12日以降は制限利率による遅延損害金の利率で計算されるべきと主張する。これに対し、原告は、被告は原告に対し一括請求することなく、その後の分割金支払をそのまま受け取っていることから、被告は期限の利益喪失を宥恕したか、原告は未だ期限の利益を喪失していないとの信頼から支払を継続したのだから、被告の前記のような主張は信義則に反すると主張する。

しかし、期限の利益を喪失した場合に、一括請求をするか否かは貸主である被告の意思にかかっており、一括請求をしていないからといって、期限の利益の喪失を宥恕したなどとは認められない。ただ、被告は、実際に原告から遅延損害金として返済を受けていたことは何ら立証しておらず、被告が開示した取引明細リスト（甲1）を見れば、被告自身、原告が期限に遅れた支払をした場合は、その遅延日数のみ損害金利率で計算し、その後は通常の利率に戻した計算をしている。すると、別紙計算書3のとおり、遅延日数分のみを遅延損害金利率で計算し、以後はまた制限利率で計算すべきである。このように計算すれば、別紙計算書3のと通りの過払金元金が発生することが認められる。

また、被告は悪意の受益者であることを否認ないし争い、貸金業法の法律要件の充足について、一般的取扱などを主張し、これに当たらないとも主張するが、一般論を主張しても、本件についてどのように扱われたかは依然不明であり、結局本件については、同要件を何ら主張立証していないことになるので、制限利率を超えることを知りながら、それを超える利息による返済を受けていた悪意の受益者と言わざるを得ず、過払金に対する利息を負担すべきである。

また、被告は、これと共に、過払金元金を返還すべき範囲は、被告の営業収益から換算した被告の現存利益の範囲内に留まるとも主張するようであるが、被告は悪意の受益者と認められ、同主張は独自の見解であるとしか言えないので、同主張には理由がない。

なお、被告は、被告が悪意の受益者と認められた場合の利息の起算日を争い、

その起算日を本件訴状送達日の翌日とすべきであると主張するが、その理由を明らかにしないので、被告の主張には理由はない。

以上によれば、原告の請求は、理由があるので、主文のとおり判決する。

なお、仮執行免脱宣言の申立て及び仮執行宣言の執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする申立てについては、その必要がないものと認め、これを却下する。

周南簡易裁判所

裁判官 谷 生 浩 章

これは正本である。

平成26年7月23日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 檜 山 亜 樹